【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月13日
【四半期会計期間】	第51期第３四半期（自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田村　友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目６番21
【電話番号】	０７６（４３２）２１２１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長　稲坂　登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目６番21
【電話番号】	０７６（４３２）２１２１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長　稲坂　登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第50期 第３四半期連結 累計期間	第51期 第３四半期連結 累計期間	第50期
会計期間		自平成25年 ４月１日 至平成25年 12月31日	自平成26年 ４月１日 至平成26年 12月31日	自平成25年 ４月１日 至平成26年 ３月31日
売上高	（百万円）	78,378	95,860	103,622
経常利益	（百万円）	6,305	7,787	7,085
四半期（当期）純利益	（百万円）	4,088	5,188	4,588
四半期包括利益又は包括利益	（百万円）	4,395	6,247	5,250
純資産額	（百万円）	52,569	71,193	66,195
総資産額	（百万円）	112,100	132,586	129,130
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	102.58	86.78	104.75
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	100.05	86.69	104.67
自己資本比率	（%）	46.8	53.6	51.2

回次		第50期 第３四半期連結 会計期間	第51期 第３四半期連結 会計期間
会計期間		自平成25年 10月１日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月１日 至平成26年 12月31日
１株当たり四半期純利益金額	（円）	46.26	36.48

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。（以下、従持信託といいます。）これに伴い、１株当たり四半期（当期）純利益の算定に用いられた、第50期第３四半期連結累計期間、第50期連結会計年度及び第51期第３四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式を含めております。

２【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間におけるわが国経済は、急激な原油価格の低下や円安の定着などから、おだやかな景気回復基調はみられるものの、個人消費等に弱さが見られたり、円安のプラス・マイナスの両面の影響が今後の景気回復の足取りに不透明さを加えています。

後発医薬品業界におきましては、厚生労働省が「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において平成30年３月までにジェネリック医薬品の数量シェアを60%にすることを目標にしていますが、平成26年度第２四半期(７～９月)における後発医薬品の数量シェアは51.3%(４～６月比較で1.5%増、日本ジェネリック製薬協会発表)と初めて50%を超え、今後も着実な増加が見込まれます。

そのような環境下で当社は、平成26年12月12日に、大型収載品となる『カンデサルタン錠2mg「日医工」、4mg「日医工」、8mg「日医工」、12mg「日医工」』のほか、『レボフロキサシン錠250mg「日医工P」、500mg「日医工P」』、『プランルカスト錠112.5mg「日医工」、225mg「日医工」』、『ゾルピデム酒石酸塩OD錠5mg「日医工」、10mg「日医工」』、『ピタバスタチンカルシウム錠4mg「日医工」』、『エナラプリルマレイン酸塩錠2.5mg「NikP」、5mg「NikP」、10mg「NikP」』、『レボフロキサシン点眼液1.5%「日医工」』、『オキサリプラチン点滴静注液50mg「日医工」、100mg「日医工」』、『ゲムシタビン点滴静注用200mg「日医工」、1g「日医工」』を発売いたしました。

その中でも「カンデサルタン錠」については、４つの規格の取り違いを防止するために、初めて規格別に色を変えたカラー印字を施すとともに、割線を認識した両面クロス印字の採用により、割線で分割しても表面と裏面で製品名と会社名を判別できるようにしており、医療過誤防止への取り組みを進めております。

以上の結果、当第３四半期連結累計期間の業績は、売上高が958億60百万円(前年同期比22.3%増)、営業利益が78億80百万円(前年同期比22.2%増)、経常利益が77億87百万円(前年同期比23.5%増)、当期純利益は51億88百万円(前年同期比26.9%増)と、増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記１．の第６次中期経営計画「Pyramid」による企業価値向上への取組み、下記２．のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、今般決定いたしました上記Ⅰ．の会社の支配に関する基本方針にも資するものであると考えております。

１．第６次中期経営計画「Pyramid」による企業価値向上への取組み

当社は、平成24年３月に第６次中期経営計画「Pyramid」(以下「本中期経営計画」といいます。）（平成24年４月から平成28年３月までの４事業年度）を策定し、ブランド戦略、ユーザー戦略、差別化戦略及びコスト戦略を掲げ実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいる所存です。

２．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

上記１．の取組みに加え、当社は、上記Ⅰ．に記載の基本方針の実現に資する取り組みとして当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を１年としています。また、社外取締役及び社外監査役を選任し、そのうち４名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めてきています。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制、その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

Ⅲ．会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年６月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の１．若しくは２．に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

１．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

２．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式１株につき新株予約権１個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。
http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf（平成26年５月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」）

Ⅳ．本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

１．株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年６月20日開催の当社第50期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年に開催される当社定時株主総会の終結時までですが、その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっています。

２．デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされております。従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は１年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。

３．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

４．当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

５．合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(3) 研究開発活動

当第３四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。
なお、研究開発費の金額は、35億３百万円（対売上高比率3.7%）であります。

(4) 従業員数

①連結会社の状況

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）は日医工ファーマテック株式会社の連結子会社化に伴い従業員数が251名増加し、1,177名となりました。

なお、従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

②提出会社の状況

当第３四半期累計期間において、提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成27年２月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は100株であります。
計	60,662,652	60,662,652	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成27年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

当第３四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第６回新株予約権

決議年月日	平成26年10月14日
新株予約権の数（個）	500（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,766（注）３
新株予約権の行使期間	平成28年11月６日から 平成31年９月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　2,062（注）４ 資本組入額　1,031
新株予約権の行使の条件	１．新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。 ２．新株予約権の相続はこれを認めません。 ３．新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。 ４．新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。 ５．その他権利行使の条件は、平成26年６月20日開催の当社第50期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとします。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５

（注）１．　新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とします。

２．　新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができます。

３．　新株予約権の行使により交付される株式１株当たりの払込金額を1,766円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

４．　「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額（１株当たり296円）と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり1,766円）を合算しております。

５．　組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、当該新株予約権を交付するものとします。

・合併（当社が消滅する場合に限る。）…合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

・吸収分割…吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

・新設分割…新設分割により設立する株式会社

・株式交換…株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

・株式移転…株式移転により設立する株式会社

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年10月１日～平成26年12月31日	－	60,662,652	－	19,976	－	18,511

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成26年９月30日の株主名簿により記載しております。

①【発行済株式】

平成26年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　　864,400	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　59,664,400	596,644	－
単元未満株式	普通株式　　133,852	－	１単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	－	－
総株主の議決権	－	596,644	－

（注）１．「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株（議決権30個）含まれております。

２．従持信託が所有する当社株式146,100株（議決権の数1,461個）につきましては、完全議決権株式（その他）に含めて表示しております。

３．「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が98株含まれております。

②【自己株式等】

平成26年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪一丁目６番21	864,400	－	864,400	1.42
計	－	864,400	－	864,400	1.42

（注）　自己名義所有株式数は864,498株であります。また、この他に自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が146,100株あります。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

（２）当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第１四半期連結会計期間及び第１四半期連結累計期間より百万円単位をもって記載することに変更しました。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,695	4,994
受取手形及び売掛金	27,857	※2 35,744
有価証券	1	―
商品及び製品	19,480	23,039
仕掛品	5,985	6,191
原材料及び貯蔵品	7,183	8,747
繰延税金資産	522	534
その他	909	1,245
貸倒引当金	△63	△211
流動資産合計	83,572	80,286
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,818	16,866
機械装置及び運搬具（純額）	6,963	7,796
工具、器具及び備品（純額）	711	1,127
土地	4,439	6,011
リース資産（純額）	1,894	2,043
建設仮勘定	922	61
有形固定資産合計	29,750	33,906
無形固定資産		
のれん	1,287	1,129
リース資産	519	368
その他	1,755	3,468
無形固定資産合計	3,563	4,966
投資その他の資産		
投資有価証券	8,568	10,369
長期貸付金	1,932	2,158
繰延税金資産	488	―
その他	1,401	1,461
貸倒引当金	△147	△563
投資その他の資産合計	12,244	13,427
固定資産合計	45,558	52,300
資産合計	129,130	132,586

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,996	※2 16,878
電子記録債務	9,939	※2 13,292
短期借入金	11,856	2,785
1年内返済予定の長期借入金	3,512	3,521
リース債務	966	957
未払金	5,078	6,425
未払費用	473	873
未払法人税等	729	1,774
預り金	59	420
返品調整引当金	85	76
賞与引当金	558	241
その他	465	※2 290
流動負債合計	46,721	47,537
固定負債		
長期借入金	10,975	8,322
リース債務	1,616	1,637
繰延税金負債	13	210
再評価に係る繰延税金負債	255	255
退職給付に係る負債	3,290	3,370
資産除去債務	55	53
その他	7	5
固定負債合計	16,213	13,856
負債合計	62,935	61,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金	18,678	18,675
利益剰余金	28,061	31,801
自己株式	△1,753	△1,601
自己株式申込証拠金	0	―
株主資本合計	64,962	68,851
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	161	1,107
土地再評価差額金	297	297
為替換算調整勘定	792	887
退職給付に係る調整累計額	△97	△80
その他の包括利益累計額合計	1,153	2,211
新株予約権	79	129
純資産合計	66,195	71,193
負債純資産合計	129,130	132,586

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日)
売上高	78,378	95,860
売上原価	48,012	60,217
売上総利益	30,365	35,643
返品調整引当金繰入額	17	－
返品調整引当金戻入額	－	9
差引売上総利益	30,347	35,652
販売費及び一般管理費	23,900	27,772
営業利益	6,447	7,880
営業外収益		
受取利息	12	24
受取配当金	25	37
共同開発費用分担金	6	43
助成金収入	60	1
為替差益	77	232
その他	194	173
営業外収益合計	376	513
営業外費用		
支払利息	108	84
支払手数料	33	31
売上債権売却損	73	92
持分法による投資損失	229	357
その他	73	39
営業外費用合計	518	606
経常利益	6,305	7,787
特別利益		
固定資産売却益	1	0
負ののれん発生益	－	270
特別利益合計	1	270
特別損失		
固定資産処分損	26	152
投資有価証券評価損	4	－
その他	－	9
特別損失合計	31	161
税金等調整前四半期純利益	6,275	7,896
法人税等	2,187	2,707
少数株主損益調整前四半期純利益	4,088	5,188
四半期純利益	4,088	5,188

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益	4,088	5,188
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	70	894
退職給付に係る調整額	－	19
持分法適用会社に対する持分相当額	236	144
その他の包括利益合計	306	1,058
四半期包括利益	4,395	6,247
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,395	6,247
少数株主に係る四半期包括利益	－	－

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

(1) 連結の範囲の重要な変更

第１四半期連結会計期間より、株式の取得に伴い、日医工ファーマテック株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第１四半期連結会計期間より適用しました。具体的には、①退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、②退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、③割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更、をいたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第３四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第３四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が28百万円減少し、利益剰余金が18百万円増加しております。また、この変更による当第３四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成25年12月25日）を第１四半期連結会計期間から適用しております。なお、同実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法を継続するため、同実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却の方法について、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっておりましたが、第１四半期連結会計期間より定額法に変更いたしました。

この変更は、当社グループが平成24年３月に公表した中期４ヶ年経営計画「Pyramid」に含まれる設備投資計画が第１四半期連結会計期間より本格的に実行されることを契機として当社グループの有形固定資産の利用状況を検討した結果、当社グループにおいては全般的に安定して有形固定資産が稼働し、それらにより製造される製品群から長期的かつ安定的な収益の獲得がもたらされていることから、有形固定資産への新規投資・強化がさらなる安定稼動に貢献することを確認いたしました。したがって、使用可能期間にわたり均等償却により費用配分を行うことが、当社グループの有形固定資産使用実態をより適切に反映できるものと判断し、第１四半期連結会計期間より定額法に変更することにいたしました。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第３四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ673百万円、税金等調整前四半期純利益は665百万円増加しております。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第３四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成23年７月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後５年間にわたり「日医工従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成25年12月25日）を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

①　信託における帳簿価額は前連結会計年度378百万円、当第３四半期連結会計期間238百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

②　期末株式数は前第３四半期連結累計期間190,400株、当第３四半期連結累計期間130,000株であり、期中平均株式数は、前第３四半期連結累計期間213,290株、当第３四半期連結累計期間163,480株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

（四半期連結貸借対照表関係）

1　保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成26年12月31日）
アクティブファーマ㈱	1,301百万円	1,347百万円

※２　四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権、電子記録債務の会計処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権、電子記録債務の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （平成26年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成26年12月31日）
受取手形及び売掛金（受取手形）	－百万円	262百万円
受取手形及び売掛金（電子記録債権）	－	7
支払手形及び買掛金（支払手形）	－	99
電子記録債務	－	783
流動負債その他（営業外電子記録債務）	－	55

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日）
減価償却費	4,283百万円	3,588百万円
のれんの償却額	173	158

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年６月21日 定時株主総会	普通株式	637(注)１	利益剰余金	16.00	平成25年３月31日	平成25年６月24日
平成25年11月６日 取締役会	普通株式	637(注)２	利益剰余金	16.00	平成25年９月30日	平成25年12月10日

(注)１．配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式239,000株に対する配当金3百万円及び連結子会社が所有する自己株式（当社株式）に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

２．配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式201,100株に対する配当金3百万円及び連結子会社が所有する自己株式（当社株式）に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月20日 定時株主総会	普通株式	735(注)１	利益剰余金	12.30	平成26年３月31日	平成26年６月23日
平成26年11月５日 取締役会	普通株式	735(注)２	利益剰余金	12.30	平成26年９月30日	平成26年12月９日

(注)１．配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式206,100株に対する配当金2百万円及び連結子会社が所有する自己株式（当社株式）に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

２．配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式146,100株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年12月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年12月31日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	102円58銭	86円78銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	4,088	5,188
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	4,088	5,188
普通株式の期中平均株式数（株）	39,853,775	59,792,657
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	100円5銭	86円69銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（株）	1,011,333	58,059
（うち、新株予約権（株））	(1,011,333)	(58,059)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第１回中期新株予約権 普通株式　20,330株 第４回新株予約権 普通株式 42,000株	第６回新株予約権 普通株式 50,000株

（注）普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が含まれております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成26年11月５日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額　　735百万円

(2) １株当たりの金額　　12円30銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日　平成26年12月９日

(注) 平成26年９月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年２月13日

日医工株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上　嗣平	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	膳亀　聡	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却の方法について、主として定率法によっていたが、第１四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。